

ちくご地域ユースサポート不登校支援部会 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 ちくご地域ユースサポート不登校支援部会（以下、この団体）は、定款第3条に定める目的を達成することを使命とするとともに、社会に対して大きな責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この団体は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この団体は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この団体は、関連法令、及びこの団体の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この団体は、刑法その他の罰則の適用について、社会に対する重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。

3 この団体は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 この団体は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役員、および職員（以下、役職員）は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この団体は、利益相反を防止するとともに休眠預金活用法第20条第1項第6号に該当する者でないことを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この団体は、役員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する役員を除いて行わなければならない。

3 この団体は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 この団体は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の

特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この団体は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この団体は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第10条 この団体は、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第11条 この団体の役職員は、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 この団体は、必要があるときは、役員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、役員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和7年1月24日から施行する。